

令和3年2月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和3年3月10日(水) 開会 午前10時2分
閉会 午後0時2分

場所 第2委員会室

出席委員 日下部伸三委員長
吉良英敏副委員長
渡辺大委員、岡田静佳委員、木下高志委員、須賀敬史委員、長峰宏芳委員、
松坂喜浩委員、並木正年委員、東間亜由子委員、山根史子委員、塩野正行委員、
守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
山崎達也福祉部長、金子直史地域包括ケア局長、細野正少子化対策局長、
西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、
岸田正寿高齢者福祉課長、村瀬泰彦障害者福祉推進課長、
黛昭則障害者支援課長、渡辺千津子福祉監査課長、大熊誉隆少子政策課長、
岩崎寿美子こども安全課長、鈴木健一児童虐待対策幹

[総務部]
大久保修次学事課長

[県民生活部]
小川美季男女共同参画課長

[保健医療部]
横田淳一健康長寿課長

[産業労働部]
柳沢禎人産業労働部企画幹兼ウーマノミクス課副課長

[都市整備部]
関根昌己住宅課長

[教育局教育総務部]
須藤好晴財務課副課長、加賀谷徳之義務教育指導課教育指導幹、
南雲世匡生涯学習推進課地域教育幹、阿部仁人権教育課長

[警察本部]
村越俊文少年課長

会議に付した事件
子育て支援について
児童虐待防止対策について

木下委員

資料のグラフは事象を表したものであり、ほとんどのグラフが埼玉県の計画からかなりかい離していると思うが、そのかい離について、どう認識しており、どのように対策するのか。

少子政策課長

子育て支援の関係については、子育て支援の総合的な計画として「子育て応援行動計画」がある。その中で、一番大きなかい離が合計特殊出生率であり、途中まで若干上がっていたものが、途中で止まり、そこから減少に転じているという状況にある。現在、1.27まで下がっており、非常に厳しい結果になっていると認識している。こうした結果に対し、これまで福祉部では、子育て支援、両立支援に重点を置いて支援を行ってきたが、これだけでは不足しているため、まずは結婚する前から支援を行っていかなければならないということで、SAITAMA出会いサポートセンターを立ち上げ、行政としても一歩踏み込んだ支援を行っているところである。計画の中でもこういったかい離が大きくなっているところもあるが、今までのやり方をPDCAで十分に見直し、改善して取り組んでいきたい。

山根委員

- 1 「結婚・出産の希望実現」の「ア 官民連携による結婚支援」では、AIを活用した結婚支援システムは時代に即していると感じている。実績として、お見合いが5,651組で成婚退会が74組とあり、割合を計算すると1.3%であるが、このことについてどのように評価しているのか。
- 2 働く女性の立場として、もう1人子供を生むか考えたときに、夜間の保育サービスが見つからないと難しいと考える。例えば、夜間に対応できるベビーシッターがなかなか見つからないなどあるが、そのようなサービスの充実について、どのような取組があるのか。
- 3 第3子以降の多子世帯への支援は充実してきていると思う。一方で、双子以上の多胎児は、2人であっても、生まれた時点で多子世帯くらいの負担感があると思う。多子世帯に様々な支援を行うことについて、どのような見解か。また、多子世帯の定義について、双子や三つ子が含まれていないことについて見解を伺う。
- 4 ひとり親は、経済的にひっ迫していたり、時間がなく疲れていたりする。このような中で、ひとり親に対して様々な行政支援が行われているが、それらの支援を受けるための手続に行く時間やサービスを受ける時間がない。こうした支援を受けるための手助けはあるのか。

少子政策課長

- 1 結婚支援については、現在成婚で退会された方が82組まで増えている。コロナ禍においてなかなか会員数が増えなかったが、逆にオンラインのお見合いなどを導入することで会員が増えており、成婚者数が増加している。ほかの民間事業との比較についてはデータを持ち合わせていないが、他県で行っている結婚支援事業との比較においては、当県は平成30年に開始し、まだ3年目だが、成婚者数としては順調に伸びていると認

識している。また、民間の状況なども適宜確認し、良いところは取り入れ、更に効果が発揮できるようにしていきたい。

- 2 国でも、女性就業率が伸びていくという想定の下、ベビーシッターの活用を積極的に進める考えであると聞いている。一方、ベビーシッターの利用には安全性の面で懸念があるため、ベビーシッターやマッチングサイト利用の際の注意点などを啓発することが非常に重要と考えている。安全を確保した上で、保育サービスの選択肢が増えるよう支援していきたい。
- 3 多子世帯、あるいは双子、三つ子への支援について、多子世帯支援ではこういった多胎児の方も含めた支援ということで考えている。また、多胎児の方の家庭が、大変な部分があるというのも認識している。県では、多子世帯応援クーポン事業を行っており、3人目以降の子供が生まれた家庭に対して、子育て支援サービスに使えるクーポンを配布している。その中で、多胎児の家庭に必要なサービスに使いたいということがあれば、そのクーポンを使用し、育児の負担軽減を行っていただければと思っている。また、積極的な利用ができるよう推進していきたい。
- 4 仕事をしている中で、手続きに行くための時間の確保が難しいことは承知している。一つの方法として、保育園での子供の状況がオンラインで確認できたり、また、オンラインで地域子育て支援拠点の相談などを活用することで負担の軽減になるため、ICT化の推進にも力を入れていきたい。

山根委員

多子世帯へのサービスについて、3人目以降のクーポンは大変便利であり、是非活用していただきたいと思う。一方で、初めての出産で双子が生まれた場合は、多子世帯応援クーポンの対象にはならないが、急に多子という負担があると思う。そういった方々に対してのサービスはあるのか。

少子政策課長

クーポンの配布は、3人目以降ということで、最初の双子の多胎児は対象にはならない。クーポンの給付はないが、地域子育て拠点で、同じような双子を育てた経験のある方々との交流・相談の機会や、ファミリー・サポート・センターなどで同じような経験された方が支援されることにより、負担軽減が図れると考えている。

守屋委員

- 1 児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、主な虐待者として父母が9割以上を占めている理由には、どのようなものが考えられるか。
- 2 児童虐待対応における安全確認の民間委託の内容はどのようなものか。
- 3 里親制度は全国的に見ても周知徹底されていないようだが、どのように周知していくのか。

児童虐待対策幹

- 1 児童虐待の理由は、対人関係の葛藤が約40%、保護者の精神疾患が約15%となっている。家族に関連する統計では、子供のいる世帯のほとんどが実父母と子の世帯であることから、児童虐待のあった世帯についても、同様の理由で実父母のいる世帯の割合が高いと思われる。
- 2 泣き声による虐待通告などのうちリスクが低いと判断される事案について、安全確認

の民間委託を実施している。今年度は、4月から12月までで237件の安全確認を、南児童相談所・川越児童相談所・所沢児童相談所で実施している。

こども安全課長

- 3 あらゆる媒体を通じてPRに取り組んでいるところである。彩の国だより、テレビ、ラジオ並びに県のフェイスブックなどのSNSでPRを実施している。また、県民が多く利用する郵便局やショッピングモールなどにポスターやチラシの配架をお願いしている。さらに、県民に里親制度を広く知らせるための里親入門講座を、月に1回程度県内各地で実施している。しかし、今はコロナ禍であるため、オンライン動画を作成し、9月から県ホームページに掲載しており、約2,000件のアクセスがある。今後も、オンライン等を活用しながら一人でも多くの登録につなげていきたい。

守屋委員

- 1 虐待を受けた児童が入所する児童養護施設内でも虐待が起きている。それが大規模や中規模の児童養護施設の中で起きており、何か改善策はないかと考えている。川越市の埼玉育児院を視察したところ、そこは小規模的な施設であり、家庭的な環境であった。この問題について、県ではどのように考えているのか。
- 2 児童虐待対応の体制強化において、安全確認の民間委託の状況については分かったが、県の職員の対応が必要な場面も想定されるので、県職員の増員も必要ではないか。

こども安全課長

- 1 子供たちへの虐待防止やきめ細やかな支援の観点から、現在、県では施設整備について、施設の小規模化やアパートを借りるなど地域分散化を図り地域に根差した施設養育を推進しているところである。家庭養育優先の原則の下で、社会的養育が必要な子供を支援しているが、ベテラン里親等が家庭で行うファミリーホームでの小規模のグループ養育も進めているところであり、そのための開設支援も行っている。そういった取組により施設内での虐待を防止していきたいと考えている。

児童虐待対策幹

- 2 例えば、川越児童相談所の場合、所管している小川町や東秩父村などへ訪問すると川越市からの移動時間が片道で1時間半くらいはかかってしまう。リスクが低いと判断される虐待通告の安全確認をNPO法人へ委託することで、児童相談所職員は重篤な事案に力を入れられるようになる。
また、児童相談所職員の体制強化も必要なことから、令和2年度は児童福祉司を52名、児童心理司を7名増員している。さらに、令和3年度には児童福祉司43名及び児童心理司14名の増員を予定している。民間委託も進めながら、児童相談所の体制強化にもしっかりと取り組んでいく。

岡田委員

- 1 不妊治療費助成については、毎年5,000件以上の助成を行っているが、妊娠、出産数はどうなっているか。
- 2 令和2年4月1日の待機児童数が1,083人とのことだが、現時点の数は把握しているか。
- 3 保育サービスの受入枠について、令和2年度の目標は5,300人分を拡大したとの

ことだが、現時点での実績はどうか。また、毎年5,000人以上の受入枠拡大をしているにもかかわらず、待機児童は200人程度しか減らないのはなぜか。

- 4 今後、何人分の受入枠を拡大したら待機児童はゼロになるのか。
- 5 保育士の人材確保対策について、就職準備金貸付や宿舍借上補助などとても良い政策を行っていると思うので、今後も増やしてほしいと考えるが、これらの結果、保育士がどのくらい増えたのか。退職した人もいると思うが、純増は何人か。また、現在、保育士は何人不足しているのか。

健康長寿課長

- 1 治療により妊娠した割合は、約4割である。年齢が若いほど妊娠率が高くなる傾向にある。出産数は当課で把握していないが、日本産婦人科学会が公表するデータから推計すると、令和元年度で641人である。

少子政策課長

- 2 待機児童は、年度が後半になるにしたがって増える傾向にあり、10月1日現在で2,466人の待機児童が発生している。令和3年4月1日の集計については夏頃公表する予定である。
- 3 受入枠の拡大実績については、現在集計中である。保育所の利用希望者を上回るペースで整備を進めているが、特に都市部では保育所が新設されると新たな需要を掘り起こし、子育て世帯の近県からの流入などが起き、逆に利用希望者が増えることになる。
- 4 今後、どのような状況になるか不明な部分も多くあり、待機児童がゼロになる見通しは立たない。
- 5 直近の保育士数は令和元年度21,933人で、前年から893人増加している。保育士の不足数は、令和2年4月1日現在で166人である。

渡辺委員

- 1 少子化を課題として、いろいろな対策を講じていると思うが、子供が1人生まれることで県税収がどれくらい増えるか、また、県のGDPや雇用面の影響なども試算できると思うが、子供が1人生まれることで県にどれくらいメリットがあり、それに対して、どのくらい予算投下できるか試算しているのか。1人出産したら500万円与えるなどの話題が民間で出ているので、確認したい。
- 2 県営住宅にひとり親世帯向け専用枠を設定するとあるが、今、民間住宅が供給過多となっている。ひとり親家庭には民間住宅を借り上げるなど、方法を転換していくべきではないか。
- 3 ひとり親世帯を対象に、就職の相談事業などを実施しているのはいいと思う。ひとり親世帯の貧困率が48.1%となっているため、稼げる仕事に就くことが重要である。稼げる仕事の紹介は行っているのか。
- 4 児童養護施設退所児童の大学等進学率について、全体の大学進学率58.6%と比べると約半分であり、かい離があるが、どのような要因が考えられ、どう対策していくのか。
- 5 里親委託率は、国の計画では3分の1程度、県は22%程度とかい離があるが、課題は何か。また、乗り越えるための対策はあるか。

少子政策課長

- 1 1人子供が生まれることによる経済効果と負担を比較し、幾ら予算を投下できるのか、という試算はない。子供が生まれず減る状況が続くことにより、近い将来生産年齢人口が減り、経済に深刻なダメージがある。金額のこともあるが、社会全体で危機感を認識し、行政としても、また民間でも地域でも危機感を持って取り組む必要があると考えている。
- 3 福祉事務所で、ひとり親家庭に一般的な相談を行う母子・父子自立支援員のほかに、就労相談を専門に行う就業支援専門員を5名配置しており、年間6,000件以上の相談に応じている。この結果、就職者175人のうち半分が正社員となった。また、より稼げる仕事に就くために、資格を取れば安定した収入に結び付くので、希望により看護師など資格取得のための助成や支援を行っている。

住宅課長

- 2 県営住宅の応募倍率は、一時、十数倍と高かったが、令和元年度は2.7倍であり、人気の高い団地でなければ数回の申込みで入居可能な状況となっている。今回、通常の枠に加え、昨年度から専用枠を700戸設けることとしており、更に入居しやすい状況になっていると考えている。民間住宅の借上げは、新たな財政負担や管理の問題もあることから難しいと考えており、既存の県営住宅で対応することとしている。

こども安全課長

- 4 令和元年度の大学等進学率は27.6%となっており、5か年計画の目標を上回っている。しかし、対象の子供たちは毎年度変わり、フロー指標でもあるので、引き続き支援して来年度の目標も達成していきたい。一般家庭と比べ比率がかい離しているのは、経済的な不安から、退所となる18歳になったら働きたいと考える子供も多いためである。その中でも進学を希望する方には、経済的不安もなく安心して進学できるように支援していきたい。具体的な取組として、入所中の高校生に学習塾の費用を国の措置費に上乗せすることに加え、大学受験料などを県独自で支援している。また、安心して生活できるように、低額な家賃の住居と支援員に生活相談ができるサービスを合わせて提供している。さらには、卒業後5年間就労すると返還が免除になる家賃や生活費の貸付けなどもあり、進学率の向上に取り組んでいるところである。
- 5 里親委託については、5か年計画の目標に届いていない。課題は幾つか挙げられる。まずは、保護児童のうち虐待を受けている児童が6割を超えており、特別なケアが必要であることから里親に委託するのが難しいこと、実親の同意を得なければならないがその同意を得るのが難しいこと、並びに、里親も実子に恵まれず特別養子縁組して実子としたいということで比較的低年齢児を希望する方が多くマッチングが難しいことなどが挙げられる。また、里親制度の社会的認知度が低いことも課題として挙げられる。対応策としては、様々な広報やオンラインで発信するとともに、来年度は専用ホームページを作成して広く周知を図っていききたいと考えている。また、民間の団体と連携して、きめ細やかな里親の募集、養成及び委託後の支援などにより、円滑な委託につなげていく。さらに、実親の同意を得る取組としては、専任職員を全児童相談所に配置し、丁寧に実親に説明することとしている。

渡辺委員

県営住宅については、民間住宅が既に十分に供給され、量的に過多とも言える状況であ

ることから、むしろ県営住宅の全ての機能を民間住宅に移行した方がよいのではないかと
いう意味で聞いたものであるため、再度確認する。

住宅課長

県営住宅全体の話になるのかもしれないが、県営住宅を整備する場合、初期費用の4
5%が国費、55%が県債で事業費を賄うこととなる。県債分については、入居者の家賃
により約50年で支出を回収できることから、特別会計で運用しており、一般会計の負担
を回避できる。これを民間住宅の借上げとした場合、県の借上げ料と入居者の家賃の差額
を将来にわたり負担し続けることとなり、特別会計が回らない。借上げ制度への移行は、
根本的な制度の見直しが必要で困難なため考えていない。

塩野委員

- 1 生活保護世帯等の子供への学習支援について、県の所管である町村部でも全ての町村
で実施してはいない。市によっては実施していないところもある。現在の実施状況と今
後の取組について伺う。
- 2 児童虐待について、虐待通告経路として警察からの通告が多い状況であるが、警察は
児童虐待の早期発見に向けてどのような取組をしているのか。今春の組織改編で新設さ
れる児童虐待対策室ではどのような取組を行うのか。
- 3 家族再統合の取組強化について、子供の安心・安全のためには、保護後に家庭に戻す
に当たり、親の再教育などが非常に重要と考える。家族支援プログラムの効果及び成果
はどうなっているか。また、どのくらいの子供たちについて、親が再び虐待をしない
という保証の下、家族再統合が図られたのか。

社会福祉課長

- 1 学習支援事業について、中学生教室は現在、全部の市で実施しており、高校生教室は
33市が実施、小学生向けのジュニア・アスポート事業については、23市が未実施で
17市が実施している。本事業は生活困窮者自立支援法による任意事業である。町村に
ついては県の直轄事業であるが、町村に一つというより、子供の分布により、郡ごとに
教室を順次整備していく予定である。市については市の事業となるため、実施してもら
うよう、県は市に対し、学習事業の効果をPRしていく。

少年課長

- 2 新聞報道のとおり、警察本部に室長以下13名の児童虐待対策室を3月19日に設置
することになった。児童虐待対策室では、児童虐待事案の見極めや安全確認、保護等の
措置についての警察署に対する支援、指導を行い、一つ一つの事案への適切な対応を
図ることとしている。また、24時間体制で3交替勤務となっている。児童虐待事案は、
DV事案、子供の泣き声、未成年者の行方不明事案、保護など様々な取扱いの中から
児童虐待を認知して対応しているところであり、その対応の中で児童虐待のおそれのある
事案を確実に察知して、的確に対応するなど、児童虐待の早期発見に努めている。

児童虐待対策幹

- 3 家族再統合は、児童虐待防止法にも規定されており、児童の安全確保が大前提ではあ
るが、虐待事例の対応においては欠かせない視点であると考えている。家族支援プログ
ラムの内容としては、施設に入所している児童が家庭に戻る際に、面会・外出・外泊と

いう流れのステップを踏んでいくもので、無条件ではなく、一つ一つ確認をしながら進んでいくものである。実績は、令和元年度は492人に対して実施し、84人が家庭に戻っている。

塩野委員

- 1 支援が必要な子供にとって、利用しやすい環境は大事だと思うので、市についても引き続き努力いただきたい。小学生支援は平成30年度からまだまだ少ないことや、まずは郡ごとに整備していくことは理解するが、最終的には町村において身近なところで学習支援が受けられるよう体制を整備すべきだと思うが、考えを伺う。
- 2 家族再統合について、命に関わることなので慎重に判断してもらいたい。子供にとって親と一緒に過ごせる環境を作ることも重要と考える。プログラムの実績からすると、約2割しか戻れないということで、ハードルは高いと感じた。親をどのように教育していくかが重要な課題と考えている。DVや児童への暴言が6割を占めると聞いたが、そういった面について親への啓発ができないか。プログラム以外に、実父母への働き掛けをしているものがあるのか。

社会福祉課長

- 1 未実施市への支援については、効果の普及PRのほかにもコーディネーターを引き続き2名設置し、事業実施のノウハウを伝え、コーディネートしながら市が取り組みやすいような環境を作っていく。委員御指摘のように、貧困の連鎖を切るために大変重要な事業だと考えているので、引き続き、支援を普及していきたい。町村部については、郡単位であると広範囲で通うのも大変な場合もある。まずは郡部に一つずつ設置する方向であるが、実際のメリット、デメリットをよく検証しながら、次の方向性に向けて検討していきたい。

児童虐待対策幹

- 2 家族支援プログラムについては、基本的には施設から家に帰るためのプログラムであり、在宅で指導しているケースに適用するものではない。しかし、在宅で養育している親への支援も重要である。虐待を起こしてしまう大きな要因の一つとして、様々な支援が保護者に届いていないことが考えられる。市町村における子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点での養育支援や、保育所への入所なども親への支援につながると考える。県の取組としては、児童相談所が対面や電話での相談、電話相談の「子どもスマイルネット」、そして、昨年9月からはSNSでの相談を受けるなど、親の養育を支援している。また、昨年4月の法改正により体罰が禁止されたことも含め、親への啓発に努めていきたい。

並木委員

- 1 不妊治療費助成には年齢制限がある。芸能人では40代後半で第1子を出産した方もいて、子供を希望する方には明るいニュースであるが、年齢制限を引き上げることにどう考えるか。
- 2 児童への支援について、一時保護は原則2か月だが、埼玉県は全国平均よりも日数が長く、半年から1年のケースもある。しかし、一時保護中の児童は学校にも行けず、外出もできない。そのような状況で、学習支援をどのように行っているのか。

健康長寿課長

1 今年度の国の3次補正予算において、国では助成制度の大幅な拡充を行った。所得制限が撤廃され、2回目以降の治療に対する助成額も30万円に引き上げられたが、年齢制限は43歳未満と変更されていない。年齢制限は、国の調査研究においてリスクを評価し、設定されている。それによれば、加齢とともに、妊娠・出産に至る可能性が低下し、特に30代後半から母体と子供への健康影響等のリスクが上昇することが確認されている。具体的には、流産率や胎児死亡率が上昇し、高血圧等の妊娠による母子のリスクが増加する。また43歳では、不妊治療によって出産するのは治療50回に1回というデータもある。こうしたことを勘案し、国では年齢制限を設定しており、県でも同様の考えで国の年齢制限に合わせている。

児童虐待対策幹

2 令和元年度の一時保護所における平均保護日数は40.3日であり、全国平均は31.3日よりも長い。一時保護中の児童においては、安全確保上の課題から通学はできない状況にある。しかし、学習の保障は非常に重要で、県内4か所の一時保護所において、学習指導員を各所2名ずつ配置し、個別的な学習支援を行っている。また、昨年6月定例会における補正予算で、4保護所にWi-Fi環境及びパソコン・タブレットを整備した。今後、運用を開始し、しっかり学習を保障していきたい。

並木委員

国の制度に合わせるとのことであるが、知事が、「日本一住みやすい埼玉県」、「誰も取り残さない」と言っているので、本県独自にでも年齢制限の引上げを考えてもいいと思う。先ほど言ったとおり、芸能人が40代後半で出産しており、可能性がある限り、また、子供が欲しいという希望がある限り、それをかなえるのも一つの施策であると思う。(意見)

須賀委員

県として、子ども食堂やフードパントリー団体に企業から寄附のあった食材をマッチングしているが、団体数が増える中、活動に必要な食材は足りているのか。

少子政策課長

県では企業等とプラットフォームとなる「こども応援ネットワーク埼玉」を作っており、企業等から寄附の申入れがあった食材のマッチング支援を行っているが、コロナ禍で企業からの協力が増えており、非常に多くの食材や衛生物資を寄附していただいている。これらの物資を速やかにマッチングできるよう努めている。

須賀委員

ある市町村では、行政が直接食材を購入してフードパントリーとして配布している例もあると聞いている。それは、もはやフードパントリーではないと思う。県としては、提供いただいたものを配布するという考えか、フードパントリーに対する支援の考え方について伺う。

少子政策課長

県としては、フードパントリーに対して直接公費を支出して支援するという考え方ではなく、飽くまでも民間の活力を生かし、また、困窮世帯を支援したいという気持ちを盛り

上げ、後押しするという考えである。先ほどの答弁で、食材や物資が足りていると答弁したが、実際現場では足りていない部分もあると思う。現在は、十分対応できているとのことであるが、今後、現場で足りていないとの声があれば、企業にも声掛けし、速やかに対応していきたい。

長峰委員

関係機関との連携強化において、児童虐待は起きない環境を作ることが大切であると考えている。県では児童虐待防止対策協議会を作っているが、中身のある連携になっているか。

児童虐待対策幹

児童虐待防止対策協議会は、令和元年度、令和2年度と2回開催している。知事が会長となり、医師会や弁護士会など各関係団体のトップがメンバーとなっている。現在は情報共有や意見交換、児童相談所が抱えている困難事案へのアドバイスをもらいながら連携強化を図っている。具体的な成果としては、児童相談所が使用している業務支援システムについて、原因分析の必要性について助言を受け、システムの改修を実施している。また、一時保護所への歯科医師派遣についてアドバイスをもらっている。そのほかにも様々な助言等をもらいながら関係機関との連携を図っている。

長峰委員

私が小さい頃は、児童虐待など聞いたことがなかったが、今ではますます増えている。小学校、中学校、高校ぐらいまでは様々な勉強をする機会があり学ぶ場所があるが、社会に出ると学ぶ場所がない。学校教育が児童虐待には一番大事である。今すぐに解決できるものではないが、児童虐待が右上がりになっていく状況について、根本的に考えないといけない。学校教育はどうなっているのか。多くの時間を割いて、命の尊厳や人権教育などがしっかり教えられていないからこの現状がある。原点をしっかりと考えて対策を立てていかないといけない。学校教育について真剣に考えるべきと思うが、どう考えるか。

学事課長

学事課内に人権教育担当として専門の職員を2名置いている。関係団体と連携しながら幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員に対して研修を行い、人権についての意識啓発に努めている。今後とも私立学校の支援にしっかりと取り組んでいく。

人権教育課長

教育局人権教育課では、児童虐待を含めて人権教育の推進に努めている。児童虐待に関しては、子供の頃から「やられて嫌なことはやめて」と言えるような資質能力を育てる教育を行うことを周知している。児童虐待は、親からの力の行使であり、年齢が小さければ小さいほど親が怖くてなかなか自分から「やめて」と言えない状況があり、そういった中で声を上げるのは難しい。したがって、親への教育が重要であることから、当課では、毎年、保護者に向け児童虐待防止啓発リーフレットを配布しており、特に、就学時健康診断などの場合で、親の学習講座などを開いた際に活用している。教員は、子供に接する時間が長く、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、こども安全課とともに児童虐待防止支援研修など早期発見スキルを高めるような研修を強化しており、これらを総合的に進める中で、児童虐待の早期発見に努めているところである。

長峰委員

協議会等で意見交換をやっているということだが、教育については埼玉県だけではなく、国を動かさなければいけないと考える。知事が会長であるから、真剣勝負で考えてもらいたい。知事名で国に提言などした方がよいのではないかと考える。福祉部長はどう考えるか。

福祉部長

児童虐待防止対策協議会は医師会の金井忠男会長をはじめ、弁護士会、警察、教育など様々な機関が、大所高所から児童虐待に関する本県の現状や対策を考えている。真摯な議論を通じて、国に要望すべきことがあれば、要望することも検討したい。

松坂委員

放課後児童クラブの充実について、令和2年7月1日現在で、待機児童数が1,665人と記載があるが、地域的な偏在について伺う。

少子政策課長

放課後児童クラブの地域偏在の傾向について、待機児童は現在23市町で発生しており、傾向としては、東京近郊の県南地域に多い傾向にある。100人以上の待機児童が発生している市町村は、越谷市、所沢市、さいたま市、熊谷市、朝霞市といった順番になっている。待機児童が多く発生する要因としては、その地域において保育所からそのまま放課後児童クラブの利用を希望する方が多くなっているという状況や、地域によってはマンション開発などで児童が増加している状況があると感じている。

松坂委員

県として支援をどのような形で行っているのか。

少子政策課長

県の待機児童への対策として、市町村が放課後児童クラブを整備する際の補助金等の支援をしている。放課後児童クラブを整備するに当たり、学校の空き教室等を活用することも重要だと考えており、教育部門と連携しながらクラブの整備に努めていく。

松坂委員

令和2年度の新設整備見込は26か所とあるが、施設整備となると用地や立地条件等の制約がある中で、先ほどの答弁に学校の空き教室の活用とあった。私の地元でも、以前から学校の余裕教室、空き教室の活用という話もあったが、目的外使用で活用できないと言われていた。しかし、時間的な余裕がないこともあり、空き教室の活用が大事なことであると思っている。目的外使用への支援について、県がしっかり打ち出していくことが必要だと思う。空き教室の利用にインセンティブ等を与えるなど支援をしていけば、早期に改善が図れると思うが、どう考えるか。

少子政策課長

学校側の理解を得ることも大事だと考えており、少子化対策局長が、教育長が集まる会議等に参加し、空き教室の活用等についてお願いしている。更なる支援については、改め

て検討していきたい。